

令和8年
4月から

病気を抱える労働者の 治療と就業の両立支援 が努力義務になります！

改正労働施策総合推進法（令和7年法律第63号）により、令和8年4月1日から、職場における治療と就業の両立支援の取組が、事業主の努力義務になります。

治療と就業の両立支援指針（令和8年厚生労働省告示第28号）を踏まえ、社内の環境整備や必要な両立支援の措置を講ずることが求められます。



病気を抱える労働者の状況



がん等の病気を抱える労働者の中には、職場の理解や支援体制が十分でなく、就業をあきらめてしまうケースが少なくありません。

今後、高齢者の就労の増加等を背景に、どの職場でも、病気を治療しながら仕事をする労働者は増えていきます。

治療と就業の両立支援とは



大切な人材が病気になっても、治療を受けながら安心して働き続けられるよう支援するため、本人からの相談に応じ、適切に対応できる体制・環境を整備し、必要な就業上の調整や配慮を行う取組です。

両立支援に取り組む意義



労働者の健康確保及び就業継続とともに、社員全体の安心感やモチベーションの向上による人材の定着、生産性の向上といった企業の成長につながります。

指針と支援ツールを活用して、できる取組から始めましょう

治療と就業の両立支援指針

留意事項

- 労働者本人の申出 ●労働者との十分な話し合い、上司・同僚の理解 ●個人情報の保護

両立支援を行うための環境整備

- トップの方針表明 ●研修等を通じた意識啓発 ●相談窓口の明確化・社内の支援体制の整備
●休暇制度・勤務制度の整備 (例：時間単位の有給休暇、病気休暇、時差出勤、テレワーク、短時間勤務 等)

個別の両立支援の進め方

様式例の活用による、主治医や産業医等と連携した支援フロー

様式例：
「勤務情報提供書」
「主治医意見書」
「両立支援カード」
「両立支援/職場復帰支援プラン」

③ 両立支援プランの作成

就業継続の可否や就業上の措置等は、主治医意見書を基に、産業医等の意見を踏まえ、労働者と十分話し合った上で、事業主が最終的に決定。



両立支援ナビをチェック



厚労省の運営するポータル
サイト「**治療と仕事の両立
支援ナビ**」では、

- ・ 指針に沿った取組の実践的ガイダンス
- ・ 企業の取組事例

など総合的な情報提供を行っていますので、参考にしてください。



両立支援コーディネーター



社内での相談窓口、両立支援の調整役となる人材を育てましょう。

両立支援コーディネーター養成研修はウェブで無料で受けることができますので、人事労務担当者や産業保健スタッフを受講させるといいでしょう。



専門スタッフの支援を活用



都道府県産業保健総合支援センターでは、両立支援の専門スタッフ（社労士、心理職、保健師等）が配置されており、

- ・研修、相談、**事業場への訪問による制度導入支援**
 - ・事業主と労働者の間の個別の両立支援の調整及び両立支援プランの作成支援
- 等支援が無料で受けられます。



地域の支援情報



都道府県労働局に設置されている「**地域両立支援推進チーム**」では、自治体や地域の支援機関等と連携して、

- ・両立支援のイベントの実施
 - ・事業主等が活用可能な**各地域における支援事業の情報**の提供
- 等を行っています。